

埼玉県産婦人科医会会則

第1条 本会は、埼玉県産婦人科医会と称し、社団法人埼玉県医師会に所属する。

第2条 本会の事務所は、社団法人埼玉県医師会内に置く。

第3条 本会の会員は、埼玉県医師会員にして母体保護法指定医、産婦人科医療に従事する医師及び本会が特に入会を認めた者をもって構成する。

第4条 本会は、日本産科婦人科学会及び日本産婦人科医会の目的に沿い、且つ会員相互の親睦、連携及び社会的地位の向上を図るものとする。

第5条 本会は、日本産科婦人科学会埼玉地方部会及び日本産婦人科医会埼玉県支部の事業を併せ行なう。

1. 産婦人科に関する学術の研究向上
2. 産婦人科専門医制度の適正なる運営
3. 産婦人科医療の研究向上及び普及啓蒙
4. 母子保健の推進及び母体保護法の適正なる運営
5. 埼玉産婦人科研修学院の運営
6. 会員相互の親睦、連携及び扶助
7. その他目的達成に必要な事項

第6条 本会に入会を希望する者は、入会願（様式1）に履歴書を付し、本会に提出し理事会の議決を得て、会長の承認を得るものとする。会長は新入会会員名を各地区委員長に報告する。

2. 本会を退会しようとする者は、退会届（様式2）を本会に提出し会長の承認を得るものとする。会長は退会会員氏名を地区委員長に報告する。

第7条 会員は、本会所定の入会金、会費及び負担金を納入しなければならない。

第8条 本会に次の役員を置き、総会において会員中より選出する。ただし、会長が必要と認めたときは下記理事の他総会の承認を得て若干名の理事を指名することができる。役員選出に関する規定は別に定める。

会長 1人

副会長 3ないし4人

理事 13ないし15人

監事 2人

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。会長は、役員の内より日本産科婦人科学会埼玉地方部会長、日本産婦人科医会埼玉県支部長を総会の承認を得て委嘱するものとする。

2. 副会長は、会長を補佐し、会務を分担統轄し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3. 理事は、会務を分担掌理し、各地区との連繋を保つ。

4. 監事は、会務を監査する。

第10条 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠で就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 本会に次の委員と幹事を置く。

(1) 地区委員 本会と各地区との連絡に当たると共に役員候補者の推薦を行なう。
地区委員に関する規定は別に定める。

(2) 幹事 理事の業務を補佐する。

2 地区委員、幹事の任期は、役員の任期による。

第12条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、会長の任期による。

第13条 本会は、会員に対して、それぞれの規定に従い、本会栄誉会員又は本会功績会員の称号を授与することができる。その推薦は会長が行い理事会の承認を得て総会に報告する。その称号は、終身称号とする。

第14条 総会は、定例及び臨時総会とする。

2 定例総会は、毎年1回会長が招集する。

3 臨時総会は、理事会の議決があった場合又は会員の4分の1以上の請求により、理事会の議決を得て会長がこれを招集する。

4 次の事項は、総会の議決を得なければならない。

(1) 収支決算に関する事項

(2) 事業計画及び収支予算に関する事項

(3) 会則の変更に関する事項

(4) 入会金、会費の賦課及び分担金に関する事項

(5) その他理事会で必要と認めた事項

5 事業報告は、総会の承認を得なければならない。

6 総会の議長及び副議長は、会員の中から各1人を選び、その任期は役員の任期による。

第15条 総会は、会員の過半数が出席しなければ開くことができない。会員は、やむを得ぬ事由により総会に出席できないときは、委任状を提出することにより出席にかえることができる。

第16条 議決は、すべて出席者の過半数をもってしなければならない。ただし、可否同数のときは議長がこれを決する。

第17条 会長は、総会の議決を要する事項であって、臨時緊急を要し総会を招集する暇がないと認めるときは、理事会の議決を得てこれを専決処分することができる。この場合、会長は、専決処分後速やかに総会においてその承認を得なければならない。

第18条 理事会は、会長、副会長、理事をもって組織し、会長が招集する。監事は、理事会に出席するものとする。

2 次の事項は、理事会の議決を得なければならない。

(1) 総会に提案すべき事項

(2) 会務執行に関する事項

(3) 会長が特に必要と認める事項

第19条 会長は、必要に応じ幹事、顧問及び参与に対して理事会への出席を求め、意見を徴することができる。

第20条 会長は、本会の円滑な運営に資するため各部及び各種委員会を設け事業を行ふものとする。それぞれの長は、理事が担当し、幹事は理事の推薦により会長が委嘱する。また、会長は、任務遂行上必要と認めるときは、理事会の議決を得て、特別な委員会を設け委員を委嘱することができる。特別委員会の委員は、理事会に出席し所管事項に関し意見を述べることができる。

第21条 本会は、日本産科婦人科学会埼玉地方部会学術集会を年2回以上、日本産婦人科医会埼玉県支部学術研修会を年1回以上会長がこれを主催する。

第22条 本会の経費は、入会金、会費、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第23条 本会の会費は、年1回徴収する。理由なく2カ年以上会費を納入しないときは自然退会とみなすことができる。本会の会員として10年を経過し、前年度末現在で77歳以上の会員及び特別な理由がある者は、理事会の議決を得て会費を免除することができる。

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第25条 本会は、次の2種類の機関誌を発行し、会員はこれに投稿することができる。

(1) 埼玉県産婦人科医会報

(2) 日本産科婦人科学会埼玉地方部会会誌

2 本会の発行する機関誌及び名簿等は、正会員並びに準会員に各1部ずつを無料配布する。ただし、特に希望する者及び臨時会員には有料とする。

第26条 本会の名誉を傷つけ或いは本会会員としての義務を著しく怠った者は、理事会の議決を得て戒告又は除名することができる。

附則 1. この会則は昭和48年4月21日より施行する。

2. 昭和50年4月26日一部改正
3. 昭和51年3月24日一部改正
4. 昭和51年5月19日一部改正
5. 昭和53年5月10日一部改正
6. 昭和54年1月17日一部改正
7. 昭和55年5月14日一部改正
8. 昭和55年11月30日一部改正
9. 昭和57年2月6日一部改正
10. 昭和58年6月15日一部改正
11. 昭和62年4月17日一部改正
12. 平成6年5月25日一部改正
13. 平成12年12月6日一部改正
14. 平成14年3月20日一部改正

施行細則

【会員規定】

1. 会員は、日本産科婦人科学会埼玉地方部会並びに日本産婦人科医会埼玉県支部に入会し、日本産科婦人科学会会員並びに日本産婦人科医会会員にならなければならぬ。
2. 医師以外の者で本会の目的に賛同する者は、会長の推薦により理事会の承認を得て入会することができる。
3. 会員の区分は、次の通りとする。

正会員 A会員 開業医・教授及び産婦人科医（1医療機関に1人）

B会員 その他の勤務医

C会員 研修中の者

準会員 本会が特に認めた者

臨時会員 他の日本産科婦人科学会地方部会会員などで短期間県内の施設に勤務する医師

【役員選出規定】

1. 役員の選出は、総会において前任役員の任期終了前に完了するものとする。ただし、補欠役員の選出は、適宜に行なうものとする。
2. 役員の選出は、理事会が運営管理する。
3. 理事会は、役員の選出にあたり新たな各地区委員に役員候補者の推薦を求める。
4. 理事会は、役員選出期日の20日前までに告示すると共に、各地区委員の協議を得て本会の定めるロック別に、会長又は副会長候補1人を含め、役員候補者の推薦を求めるものとする。
5. 候補者は、役員選出期日の前7日正午までにその所属する地区委員を通じて、文書をもって理事会に提出しなければならない。
6. 会長、副会長の選出は、会長又は副会長候補4人の内より理事会の議決を得て1人を会長とし、他を副会長とする。
7. 会長は、日本産科婦人科学会埼玉地方部会長を副会長に推薦することができる。
8. 理事会は、総会前に候補者名を会員に通知しなければならない。
9. 定員を超えた場合は、投票による選出を行ない、投票・開票などは議長が管理する。
10. 役員の任期の起算は、その選出が行なわれた年の4月1日からとする。

【地区委員規定】

1. 地区委員の定数は、埼玉県医師会の定める都市医師会別に会員数10人につき1人、ただし、端数を生じる場合は5人につき1人を加えたものとし、地区別の会員の中から選出するものとする。
2. 地区委員の選出の基準となる会員数は、地区委員の任期満了の年の前年12月1日現在の会員名簿の会員数とする。ただし、地区委員の選出後に会員数に異動

があっても次の改選期までは、地区委員の定数は変更しない。

3. 地区委員の任期は、2年とし再任を妨げない。
4. 地区委員の任期の起算は、その選出が行なわれた年の2月1日からとする。
5. 各地区に1人の地区委員長を置くものとする。
6. 地区委員は、本会役員を兼ねることができない。
7. ブロック長は、地区委員長の中から選出することとし、各ブロックより1人選出する。

【日本産科婦人科学会代議員選出規定】

1. 日本産科婦人科学会代議員（以下「代議員」という。）の選出は、理事・地区委員合同会議において協議を行い、総会の承認を得るものとする。
2. 代議員の選出は、理事会が運営管理を行い、代議員選出の30日前までに文書をもって会員あて告示を行うものとする。
3. 候補者は、代議員選出の15日前までにその所属する地区委員長を通じて、文書をもって理事会に提出するものとする。
4. 理事会は、理事・地区委員合同会議前に候補者を地区委員にあて通知するものとする。

【日本産科婦人科学会代議員の選考基準】

埼玉県より選出する日本産科婦人科学会代議員は、次の3項目以上の要項を満たす者の中から選考する。ただし、本地方部会副部会長は、すべて定数内において優先的に選出する。

1. 日本産科婦人科学会の会員で10年以上を経過した者
2. 本地方部会の発展に特に寄与した者
3. 本会の学術集会において業績を発表した者及び上級学会への出席発表のあった者
4. 本会の役員に6年以上在任した者
5. 本会の地区委員及び幹事に10年以上在任した者
6. 産科学及び婦人科学の進歩或いは日本産科婦人科学会の発展に著しく貢献したと認められる者に対しては、前項の基準にかかわらず推薦することができる。

【日本産婦人科医会代議員選出規定】

日本産婦人科医会代議員は、本会会員の中から総会の承認を得て選出する。

【埼玉県産婦人科医会栄誉会員選考基準】

1. 本会の会長を3期以上歴任した者
2. 日本産科婦人科学会の名誉会員又は功労会員である者
3. 本会の発展に特に功労のあった者

【埼玉県産婦人科医会功績会員選考基準】

1. 本会の役員に10年以上在任した者
2. 本会の発展に功労のあった者
3. 本会の副会長に在任した者

【顧問及び参与選考基準】

本会の現職を退いて次の各項に該当する者

1. 顧問
 - (1) 本会の会長に在任した者
 - (2) 本会の発展に特に功労のあった者
2. 参与
 - (1) 本会の副会長に在任した者
 - (2) 本会の発展に功労のあった者

附則 1. 平成12年12月6日一部改正
2. 平成14年3月20日一部改正